

大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における  
博士課程後期修了のためのガイドライン

令和5年4月1日  
研究院長決裁

改正 令和7年3月21日 令和7年11月21日

本ガイドラインは、大学院スマートソサイエティ実践科学研究院（以下「本研究院」という。）における、博士課程後期修了のための博士論文の作成及び学位審査に係る手続等を示すものである。

学生は、学生便覧に掲載する「広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における博士学位授与の要件等について（課程博士及び論文博士）」に定めるもののほか、「広島大学大学院規則」、「広島大学学位規則」、「広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則」及び「広島大学学位規則スマートソサイエティ実践科学研究院内規」に規定する本研究院博士課程後期修了に係る基本的事項も確認すること。

## 1. 研究題目の提出

学生は、入学後速やかに主指導教員と相談の上、「研究題目届」を研究院長（支援室）へ提出すること。なお、提出は入学後概ね1月以内とし、詳細な期日や提出方法等は支援室からの指示に従うこと。

## 2. 指導体制

- 指導教員グループは、本研究院の専任である主指導教員に加えて、2名以上の副指導教員（主指導教員とは研究領域が異なる本研究院の専任教員1名以上を含む。）で編成し、学際的教育研究を実現する指導体制とする。
- 学生は、本研究院の6つの研究領域のうち、原則として主指導教員が属する研究領域に参画する。

## 3. 博士候補者試験

### ① 博士候補者試験の実施

- 主指導教員の指導により、3セメスターから5セメスターの間の以下の実施期間に、博士候補者試験を受けるものとする。
- 博士候補者試験委員会は、指導教員グループで編成する。なお、必要に応じて、指導教員グループ以外の教員等を含めることができる。
- 博士候補者試験の実施内容は、学生に研究内容を発表させ、研究の進捗度、理解度、研究の独創性などの多角的視点から、博士候補者としての適格性を審査するものとする。

#### 【博士候補者試験実施期間】

前期：4月1日～8月20日

後期：10月1日～2月20日

### ② 博士候補者試験の結果報告

- 博士候補者試験委員会は、試験の合否を判定し、「博士候補者試験結果報告書」により研究領域教員会に報告しなければならない。
- 博士候補者試験委員長は、委員長が属する研究領域教員会の承認を得た上で、「博士候補者試験結果報告書」を実施期間内に研究院長（支援室）へ提出する。

#### 4. 博士論文の提出要件

- 学生は、予備審査を受審するまでに、参画する研究領域が定める博士論文の提出要件を満たすこと。
- 各研究領域が定める博士論文の提出要件及び取得可能な学位の種類については、「広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における博士学位授与の要件等について（課程博士及び論文博士）」を確認すること。

#### 5. 博士論文の予備審査

##### ① 予備審査の実施

- 博士論文を提出しようとする者は、修了予定セメスターの以下の実施期間に、予備審査を受けなければならない。
- 予備審査は、原則として公開で実施する。  
博士論文予備審査会は、指導教員グループで編成する。なお、必要に応じて、指導教員グループ以外の教員等を含めることができる。

##### 【予備審査実施期間】

3月修了予定者：10月1日～11月30日

9月修了予定者：4月1日～5月31日

##### ② 予備審査の結果報告及び本審査委員の届出

- 博士論文予備審査会は、審査の合否を判定し、「予備審査結果報告書」により研究領域教員会に報告しなければならない。
- 博士論文予備審査会主査は、主査が属する研究領域教員会の承認を得た上で、「予備審査結果報告書」を実施期間内に研究院長（支援室）へ提出する。
- 併せて、本審査における審査委員会委員を研究院長（支援室）へ届け出る。

#### 6. 博士論文の提出

##### ① 予備審査に合格し、博士論文の本審査を受ける者は、修了予定セメスターの以下の提出期限までに、提出書類を主指導教員の承認を得た上で、研究院長（支援室）へ提出しなければならない。

##### 【博士論文等提出期限】

3月修了予定者：1月5日

9月修了予定者：7月1日

##### ② 提出書類

- (1) 学位論文審査願：1部
- (2) 博士論文（仮綴可）：1部及びPDF
- (3) 論文目録：1部
- (4) 論文の要旨：1部及びPDF

- (5) 履歴書：1部
- (6) 参考論文（ある場合）
  - ※（3）論文目録の「参考論文」に挙げた論文の写しを提出すること。
- (7) 博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）：1部

③ 博士論文の受理審査

博士論文の提出があったときは、「論文の要旨」により教授会で受理すべきか否かを審議する。

④ 博士論文（最終版）の提出及び供閲

- 学生は、修了予定セメスターの以下の提出期限までに、博士論文（最終版）を研究院長（支援室）へPDF形式により提出する。
- 博士論文（最終版）は、閲覧に供する。

【博士論文（最終版）提出期限】

3月修了予定者：2月20日

9月修了予定者：8月20日

## 7. 博士論文の本審査、最終試験

① 審査委員会の設置

- 教授会は、主査1名と副査2名以上で構成する審査委員会を設置する。副査のうち1名以上は、博士論文提出者の主指導教員とは研究領域が異なる教員とする。なお、副査には、他の研究科、他の大学院又は研究機関等の研究者等を加えることも可とする。
- 主指導教員及び副指導教員は、審査委員になることができない。ただし、予備審査を経てもなお、教授会において当該分野の特殊性と審査の公平性を比較衡量の上、その妥当性の説明責任を果たせると認めた場合は、主指導教員又は副指導教員のいずれか1名に限り、審査委員（副査に限る。）になることができる。

② 本審査の実施

- 学生は、審査委員会が開催する博士論文本審査会（公開）で博士論文を発表し、質疑に応答する。
- 博士論文本審査会（公開）の日時は審査委員会が定め、公示する。
- 学生又は主指導教員は、博士論文等の審査に必要な書類を各審査委員へ手交する。

③ 最終試験

- 学生は、審査委員会による最終試験（主に口述試験）を受ける。

④ 本審査及び最終試験の結果報告

- 審査委員会は、博士論文（最終版）の提出期限までに、本審査及び最終試験を終了するとともに、「論文審査の結果の要旨」及び「試験の結果の要旨」により研究領域教員会に報告しなければならない。
- 審査委員会主査は、主指導教員の研究領域教員会を経て、「論文審査の結果の要旨」及び「試験の結果の要旨」を教授会（支援室）へ提出する。

## 8. 教授会による審査及び学位授与

- 教授会は、教授会開催日（3月初旬又は9月初旬）の7日前までに、提出のあった「論文審査の結果の要旨」及び「試験の結果の要旨」を教授会構成員に配付する。
- 学位授与の議決は、教授会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 教授会による審査の合格者に対し、所定の学位（課程博士）を授与する。
- 学位授与日は、以下のとおりとする。

#### 【学位授与日】

標準修業年限内（3年以内（早期修了を含む。））の合格者：3月又は9月の学位記授与式の日  
標準修業年限を超えて在学した合格者：合格した日

#### 9. 注意事項

- 本ガイドラインにおける各期限は、当該期日の午後5時15分とする。なお、当該期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、以後最初の平日をもってその期日とする。
- 本ガイドラインにおける支援室は、国際協力学系支援室のことを指す。
- 本ガイドラインにより難い特別な事情があるときは、教授会の議を経て研究院長が決定する。

#### 10. 適用

本ガイドラインは、令和7年度入学生から適用する。